

各

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「民法等の一部を改正する法律」の施行及び
体罰等によらない子育ての推進について（通知）

「民法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）については、本年 12 月 10 日に国会で可決・成立し、本日公布されたところである。改正事項のうち、民法（明示 29 年法律第 89 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に係る改正の概要は下記のとおりであり、本日から施行されることとなる。

改正の趣旨及び改正法の施行を踏まえ、引き続き体罰等によらない子育てを推進していくことについて、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。また、都道府県知事におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知徹底を併せてお願いする。

改正法は、一部の規定を除き、公布日から施行することとしている。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨

児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずる。また、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正は、民法における親権者の懲戒権に係る規定の削除等に合わせた改正である。

第二 改正法の主な内容（児童虐待の防止等に関する箇所）

一 民法の一部改正

- 1 児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある、親権者の懲戒権に係る現行第 822 条を削除することとした。（新第 821 条関係）
- 2 児童虐待防止法において、親権者による体罰が明示的に禁止されていることなどを踏まえると、現行の民法上も、親権者の監護教育権の行使として体罰を行うことは許容されていないものと解されるところであるが、体罰に当たる行為は、当然に子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動に該当するものであって、すべからず禁止されるべきものと考えられることから、このような体罰の位置付けを明らかにする趣旨で、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の一類型として、体罰を例示的に規定することとした。（新第 821 条関係）

二 児童福祉法の一部改正

親権者の懲戒権に係る現行民法第 822 条が削除され、新民法第 821 条において子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定めることに合わせ、児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項に基づく児童相談所長が一時保護中の児童に行う措置、同法第 47 条第 3 項に基づく児童福祉施設の施設長等が入所児童等に行う措置について、その内容から「懲戒」を削除するほか、当該措置をとる場合においては、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮し、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないこととした。（第 33 条の 2 及び第 47 条関係）

三 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

新民法第 821 条において子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定めることに合わせ、民法第 822 条が削除され、新たに民法第 821 条において、親権者の監護教育権の行使における行為規範として、子の人格を尊重する義務並びに子の年齢及び発達の程度に配慮する義務等を規定することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第 14 条関係）

第三 体罰等によらない子育ての推進について

改正法では、児童の親権を行う者等は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない旨規定されたが、「体罰等によらない子育てのために」（※）においても、「体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があります、その他の著しく監護を怠ること（ネグレクトや、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）等についても虐待として禁止」されている旨記載している。

「体罰等によらない子育てのために」は、保護者を罰したり、追い込んだりすること

が目的ではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していくことを目的としており、妊娠期から子育て期の保護者を中心に、保護者以外の親族、地域住民、保護者に対して支援を行う者等に読んでいただくことを想定している。

各地方自治体においては、「体罰等によらない子育てのために」について、周知・啓発等いただいているところであるが、改めて内容を御了知いただくとともに、本とりまとめの内容について、改正法施行後においても引き続き広く周知・啓発いただくようお願いする。加えて、都道府県におかれては、管内市区町村に対する周知を改めてお願いする。これまでも、厚生労働省で作成・配布している体罰禁止に係るパンフレット等を配布・掲示していただいているが、周知についてはこれらの資材等を活用いただくことを想定している。

また、児童相談所長、児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親に対しても、研修等の機会を利用して周知・啓発するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対しては、養親候補者研修等において養親候補者等に周知・啓発いただけるよう、周知を改めてお願いする。

(※) 令和元年に、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）により、児童虐待の防止等に関する法律において体罰が許されないものであることが法定化されたことを踏まえ、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」において、「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するため、「体罰等によらない子育てのために」をとりまとめた。

第四 施行期日

第二で示している、民法、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に係る改正規定については、令和 4 年 12 月 16 日から施行することとした。

民法等の一部を改正する法律案（児童虐待の防止等に関する箇所抜粋） 新旧対照条文

目次

一	民法（明治二十九年法律第八十九号）（第一条関係）	1
二	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（第二条関係）	2
三	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（第四条関係）	4

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（子の人格の尊重等） 第八百二十一条 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。 （居所の指定） 第八百二十二条 （略） （削る）	（新設） （居所の指定） 第八百二十一条 （同上） （懲戒） 第八百二十二条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（第二条関係）

改正案	現行
第三十三条の二（略） ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<u>監護及び教育</u>に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることが<u>できる</u>。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、<u>体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない</u>。 ③・④（略） 第四十七条（略） ②（略） ③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の第三八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親（以下この項において「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<u>監護及び教育</u>に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければなら	第三十三条の二（同上） ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<u>監護、教育及び懲戒</u>に関し、その児童の福祉のため必要な措置を<u>採</u>ることが<u>できる</u>。ただし、<u>体罰を加えることはできない</u>。 ③・④（同上） 第四十七条（同上） ②（同上） ③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の第三八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、<u>監護、教育及び懲戒</u>に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、<u>体罰を加えることはできない</u>。

らず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

④・⑤
(略)

④・⑤
(同上)

三 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）	(第四条関係)
改正案	現行
(児童の人格の尊重等) 第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。 2 (略) (親権の喪失の制度の適切な運用) 第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。	(親権の行使に関する配慮等) 第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。 2 (同上) (親権の喪失の制度の適切な運用) 第十五条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。